

四日市市告示第460号

子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）第29条第1項の規定に基づき、下記のとおり施設型給付費の支給に係る施設として確認したので、同法第53条の規定により告示する。

平成30年8月30日

四日市市長 森 智 広

1 地域型保育施設

| 番号 | 設置者の名称        | 施設の名称     | 施設の所在地          |
|----|---------------|-----------|-----------------|
| 1  | 社会福祉法人<br>宏育会 | しものひばり保育園 | 四日市市西大鐘町字東谷1610 |

（こども未来部保育幼稚園課）